明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律等の一部を改正する等の法律（八五）　三
○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（八六）　三
○教育公務員特例法等の一部を改正する法律（八七）　三
○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（八八）　三
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（八九）　三

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（三五五）　三
○法人税法施行令等の一部を改正する政令（三五六）　三
○地方法人税法施行令の一部を改正する政令（三五七）　三
○消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（三五八）　三
○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（三五九）　三
○地方税法施行令の一部を改正する政令（三六〇）　四
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六一）　四

〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（**法務・厚生労働**三）　四
○外国人技能実習機構の財務及び会計に関する省令（**同**四）　四
○消費税法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（**財務**七九）　四
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**八〇）　四
○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（**同**八一）　四
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一七〇）　四

〔告　示〕
○外国人技能実習機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関（**法務・厚生労働**一）　四
○消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件（**財務**三三七）　四

◇**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律**（法律第八五号）（財務省）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）の一部改正関係

消費税率の七・八パーセントへの引上げの施行日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条関係）

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係

1　地方法人税率の一〇・三パーセントへの引上げの施行日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第一条関係）

2　消費税の軽減税率制度の導入に係る施行日を平成三一年一〇月一日とすることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第一条関係）

3　消費税の適格請求書等保存方式の導入に係る施行日を平成三五年一〇月一日とすることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第一条関係）

4　二九年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置、課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置及び課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置の規定を削除することとした。（旧所得税法等の一部を改正する法律附則第四一条～第四三条関係）

5　消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる時期を、平成三〇年度末までとすることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第一七〇条関係）

租税特別措置法の一部改正関係

1　次に掲げる住宅取得等に係る措置の適用期限を平成三三年一二月三一日まで二年六月延長することとした。

㈠　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条関係）

㈡　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第四一条の三の二関係）

㈢　既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の二関係）

㈣　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

㈤　認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）

2　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間を次のとおりとすることとした。（租税特別措置法第七〇条の二関係）

㈠　特別住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		
改正前	改正後	
平成二八年一〇月～平成二九年九月	平成三一年四月～平成三二年三月	耐震等住宅用家屋
		三、〇〇〇万円
		上記以外の住宅用家屋
		二、五〇〇万円